

提案・要望項目



新型コロナウイルス感染症対策項目

| | |
|-------------------------|---|
| I. 感染拡大防止策の強化 | 2 |
| II. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実 | |

重点項目

| | |
|---------------------------|---|
| I. 地方創生・人口減少社会への対応 | |
| II. まちの活力の創出 | 4 |
| III. 安全・安心なまちづくりの推進 | 6 |
| IV. 子育て・教育環境の充実 | |
| V. 保健・福祉・医療の充実 | |
| VI. 権限移譲の推進 | |

その他項目

| | |
|--------------------------|---|
| I. まちの活力の創出 | |
| II. 安全・安心なまちづくりの推進 | 9 |
| III. 教育環境・保健・福祉・医療の充実 | |

新型コロナウイルス感染症対策項目

1. 感染拡大防止策の強化

»企画県民部、健康福祉部、県土整備部

1) 医療提供体制の確保

○ 新型コロナウイルス感染症患者の受入体制の確保

- ・ 中程度や軽症の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる専用病院の整備等病床の適切な確保を行い、医療提供体制の安定的確保に努めること
- ・ 医療・介護従事者の安全やモチベーションを確保するため、十分な財政的支援を行うこと
- ・ 感染者を受け入れる医療機関の安定的運営や軽症・無症状者の療養施設の運営等、医療提供体制の構築に必要な財政的支援を十分に行うこと

(参考)

【兵庫県対処方針（8月28日改定）におけるフェーズに応じた本市の入院医療体制】

| | | 感染小康期 | 感染警戒期 | 感染増加期 | 感染拡大期1 | 感染拡大期2 |
|---|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|
| 県 | 新規感染者数 〔過去1週間の1日平均〕 | 10人未満 | 10人以上 | 20人以上 | 30人以上 | 40人以上 |
| | 運用病床数 〔うち重症〕 | 200床 (40床) | 300床 (50床) | 400床 (70床) | 500床 (90床) | 650床程度 (120床程度) |
| 市 | 市内運用病床数 | 50床 | 70床 | 100床 | 120床 | 160床 |
| | 〔うち重症〕 | (16床) | (16床) | (34床) | (39床) | (51床) |

○ 感染した妊産婦を受け入れる産科医療機関の適切な確保

- ・ 分娩前の妊婦に対する検査を実施する際の課題である検査実施医療機関や検査結果が陽性となった場合の入院先医療機関の確保に向け、すべての妊婦が安心して出産できるよう、新型コロナウイルス禍における周産期医療提供体制の構築を早急に行うこと

2) 心の健康対策の充実

- 差別・偏見・誹謗中傷等の防止や自殺対策事業のさらなる充実
 - ・新型コロナウイルス禍の長期化に伴う感染者・医療従事者・その家族等への心のケアや風評被害の防止への対策及び自殺対策事業の推進について、県においても充実を図ること。また、事業の充実に向けて国への働きかけを行うこと

3) 「新しい生活様式」への移行に伴う様々な課題への対応

- 緊急避難場所・避難所における感染拡大防止策に対する財政支援
 - ・避難所等での感染拡大防止策を実施し、避難者を安全に受け入れる環境を整備するための衛生資材（手指消毒用アルコール、マスク等）や間仕切り等の物資の整備にかかる財政支援を引き続き行うこと
- マイナンバーを積極的に活用するなど行政手続きスマート化の推進
 - ・3密回避のため、県としても、行政手続きにおいてマイナンバーを積極的に活用し、電子申請・郵送申請・データ活用による提出書類を削減するなどスマート化を推進すること
 - ・県営住宅への入居申請等を行う場合に課税証明書等の添付が必要となっているが、市民・職員両方の負担軽減のためにもマイナンバーによる情報連携を早急に開始すること
- 熱中症予防の取組みの推進
 - ・マスク着用時に熱中症が多発する恐れがあることから、県が所管する公共施設においてもミスト機器を整備するなど熱中症予防の取組みを推進すること
 - ・県庁周辺地域の再整備事業において、緑陰・ミスト・保水性舗装等の屋外公共空間における異常高温対策に配慮した再整備を推進すること

| | | |
|----|---------------------------------|--------------|
| 1) | 健康局 地域医療課長 境 智司 | 078-322-5246 |
| | 健康局 保健所 予防衛生課長 青石 克明 | 078-322-5305 |
| 2) | 健康局 保健所 精神保健福祉センター担当課長 川野 欣樹 | 078-371-1900 |
| 3) | 危機管理室 地域安全推進担当課長 中島 啓二 | 078-322-6251 |
| | 企画調整局 情報化戦略部 マイナンバー推進担当課長 牧野 考志 | 078-322-5049 |
| | 建設局 新技術担当課長 戸澤 潮 | 078-595-6032 |

重点項目 Ⅱ. まちの活力の創出

Ⅱ-5. 広域幹線道路ネットワークの機能強化

»県土整備部

1) 大阪湾岸道路西伸部の事業促進に向けた国、阪神高速道路(株)への働きかけ

○ 早期供用に向けた事業費の確保

・概ね10年での供用に向けた十分な事業費の確保を行うこと

○ 事業実施における沿道地域や港湾活動等への配慮

・沿道地域の方々に対する丁寧な対応を行うこと
・海上部での航行の安全確保等をはじめとする港湾活動への配慮を行うこと

○ 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出

・海上長大橋を新たなランドマークとして、みなと神戸にふさわしく、神戸さらには関西を代表する景観を創出すること

○ 整備加速に向けた財政投融资の活用及び直轄高規格幹線道路並みの地方財政措置の導入に向けた国への働きかけ

・大阪湾岸道路西伸部への財政投融资の活用を行うこと
・直轄負担金の起債に対する直轄高規格幹線道路並みの交付税措置を行うこと

2) 神戸西バイパスの事業促進に向けた国、西日本高速道路(株)への働きかけ

○ 自動車専用部及び一般道路部の早期・同時供用に向けた事業費の確保

・自動車専用部と共に、一般道路部の早期供用を実現するために必要な事業費を確保すること

3) 都市活動を支える幹線道路の事業促進に向けた国への働きかけ

○ 国道 175 号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業費の確保

- ・ 暫定 2 車線及び未整備区間の早期供用に向けた事業費を確保すること

4) 高速道路を賢く使うための料金体系の実現に向けた国への働きかけ

○ 幹線道路沿道の環境改善や都心迂回促進等に資する戦略的な料金の導入

- ・ 都心を通過する交通についても、ルートに関わらない同一料金の対象とするなど
高速道路を賢く使うための料金を実現すること

Ⅲ. 安全・安心なまちづくりの推進

Ⅲ-1. 防災対策の推進

»農政環境部、県土整備部

1) 総合的な土砂災害対策の積極的な推進

○ 土砂災害特別警戒区域等の指定更新及び移転支援事業の拡充

- ・土砂災害防止法では5年毎に基礎調査を行うものとしており、平成28年度指定箇所は5年を迎えることから、必要な調査及び指定の更新を行うこと
- ・土砂災害特別警戒区域からのさらなる移転促進を図るため、県の移転支援制度（住宅・建築物土砂災害対策支援事業）について、移転先住宅の建設購入費助成の要件緩和や借家への移転支援等、助成対象を拡充すること
- ・移転跡地の管理保全の手法がない状況であるため、移転跡地を防災上、公的に管理できる制度を新たに設計すること

（参考）住宅・建築物土砂災害対策支援事業（県）

土砂災害特別警戒区域から移転する場合の費用支援

- ・対象：区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を移転し代替家屋の建設を行う者
- ・内容：①既存住宅の除去等に要する費用
②既存住宅に代わる住宅の建設に要する費用を借入れた場合における利息に相当する額

○ 砂防・急傾斜地崩壊対策・治山事業の積極的な推進及び採択要件の緩和

- ・砂防堰堤等の砂防施設整備、がけ崩れ対策である急傾斜地崩壊対策事業、及び山腹崩壊対策である治山事業をより一層推進すること
- ・砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業における戸数要件の緩和や県単独補助治山事業における予防対策への適用拡大を行うこと

（参考）県単独砂防施設改良事業の採択要件

○砂防事業

- ・砂防指定地内
- ・国補助事業以外で優先度の高い堰堤

○急傾斜地崩壊対策事業

- ・がけ地の傾斜度30度以上
- ・高さ5m以上
- ・保全対象人家5戸以上

○ 六甲山系グリーンベルト整備事業の計画的な推進

- ・現在事業中である中尾谷ブロックの早期完了、塩屋谷ブロックの本格着手、及び未着手である追谷ブロックの早期事業化を行うこと

○ 六甲山系等における森林整備の推進

- ・現在第3期である県民緑税を活用した「災害に強い森づくり事業」を第4期事業として継続するとともに「都市山防災林整備事業」等の財政支援の拡充を行うこと
- ・林野庁所管の補助事業の採択及び事業費確保については県の支援協力が必要であるため、林野庁事業の採択に向け継続的な国への働きかけを行うこと
- ・森林環境譲与税を活用した森林整備等事業や発生材の有効活用、市内事業者の育成等の事業に関する専門的・技術的支援を行うこと

2) 河川の治水安全向上及び住民の迅速な避難のための取組みの推進

○ 都市基盤河川改修事業費の確保

- ・河川の氾濫防止や地域住民に密着した都市河川の整備を引き続き促進し災害に強い安全なまちづくりを実現していくため、二級河川（妙法寺川・伊川・櫛谷川）における都市基盤河川改修事業にかかる事業費を確保すること

○ 浸水が想定されている河川の河道改修や流域対策の推進

- ・洪水浸水想定区域（計画規模）において浸水が想定されている35河川のうち、事業中3河川及び事業予定1河川を除く31河川で、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」が未策定である表六甲河川等について、これらを早期に策定し治水安全度を速やかに向上させること

○ 表六甲河川における高潮対策の早期実施

- ・平成30年の台風21号による高潮での浸水被害を受けて対策工事を進めている高橋川における高潮対策事業を早期に完了させること

○ 水位周知河川の指定の拡大

- ・市内で水位周知河川に指定されている 15 河川以外で表六甲河川など流域に人口や資産が集中する河川において、周辺住民の円滑な避難や、より迅速な水防活動のため、水位周知河川の指定拡大を行うこと

3) ため池の防災対策の推進

○ ため池整備事業の推進に向けた支援

- ・耐震化・老朽化対策事業等のため池保全に必要な事業費の確保を行うこと
- ・ため池の小規模整備事業を県事業として実施可能となるよう要件を緩和するとともに事業拡大を行うこと

(参考) 県が実施主体となるため池整備事業の要件

- ・地震対策・豪雨対策ため池防災工事
かんがい受益面積 2ha 以上かつ、
防災受益 7ha 以上または農外想定被害額 4 千万円以上
総事業費 800 万円以上、関係農家戸数 2 戸以上
- ・ため池整備工事
かんがい受益面積 2ha 以上
総事業費 800 万円以上、関係農家戸数 2 戸以上

| | | |
|----|----------------------|--------------|
| 1) | 建設局 防災課長 奥野 潔 | 078-595-6350 |
| | 建設局 六甲山防災担当課長 伊賀 元泰 | 078-595-6351 |
| 2) | 建設局 河川課長 三木 敦史 | 078-595-6370 |
| 3) | 経済観光局 農林土木担当課長 金山 和義 | 078-984-0366 |

その他項目

II. 安全・安心なまちづくりの推進

»農政環境部、県土整備部、企業庁

1) 野生鳥獣の生息状況調査等の実施

- 本市及び隣接市町でのイノシシ、アライグマの生息状況及び行動範囲等の調査実施
 - ・生息数や生息場所、行動範囲等に関する広域的な生息状況調査を実施すること
 - ・今後の有害鳥獣対策に向けた有益な情報提供を行うこと

2) 「県民緑税」を活用した都市緑化事業の推進

- 県民まちなみ緑化事業の継続及び財政支援の拡充
 - ・市街地における緑化を実施し高質なまちづくりを推進していくため第4期事業として継続すること
 - ・若者をはじめとする定住の促進や交流人口の拡大に向け、都市の魅力にさらなる磨きをかけるため、都心三宮再整備をはじめ本市が推進する緑化事業への支援を行うこと

3) 住宅・建築物の耐震化の促進

- 住まいの耐震化促進事業にかかる事業費の確保
 - ・社会資本整備総合交付金上の位置付けが効果促進事業から基幹事業に移行された後も、ひょうご住まいの耐震化促進事業における手厚い財政支援を行うこと

4) 兵庫県水道用水供給事業の推進

- 水需要の動向を見据えた適正な投資及び効率的な事業経営による受水費負担の軽減
 - ・適正な投資及び受水費負担の一層の軽減を図ること
 - ・新型コロナウイルス感染症に伴う料金免除により今後の受水費や投資計画に影響を与えないこと

○ 水質管理体制の強化による安全で良質な水道水の供給

- ・ 県営水道の水源におけるダム管理者との曝気装置の適切な運用調整や新たに水源の水質改善策を検討・導入すること
- ・ かび臭の発生状況を迅速に把握するための監視体制を強化するとともに高機能粉末活性炭を含めた対策資材によるかび臭やトリハロメタン等の低減化を図ること

5) 水質保全対策の推進

○ 千苧水源池における環境基準達成に向けた羽束川・波豆川の積極的な水質保全対策の推進

- ・ 水源池におけるリン負荷量の大部分が上流域からの流入に起因しており、上流域の対策が環境基準の達成に不可欠であることから、流域の自治体と連携しながら、水田等の発生源への低減対策を継続的に実施すること
- ・ 豪雨発生時に水源林の表土や倒木が上流河川や水源池に流入し、水質悪化の一因となっているため、千苧水源池流域における保安林制度や住民参画型の森林整備事業等を活用した水源林保全策をより一層推進すること